



# しあわせだより

## H26.3月号 No.211

幸せの青い鳥

### 経営理念

1. 地域社会の住生活の満足度をより高める
2. 資産家の収益の最大化を計り、資産価値をより高める
3. 従業員の物心両面の幸せをより高める

### 経営方針（中期経営ビジョン）

1. 顧客に感動を与える、より高付加価値サービスの提供
2. 顧客へのさらなる満足の提供のために、経営者及び従業員一同心を高め常に自らを磨く事に努める
3. 常に感謝の気持ちを忘れず利他の心を持ち続け世の為人の為に誠実に行動する

## 健康という幸せ

皆さんこんにちは、コンサルティング事業部の日下です。  
 今年の冬は大変寒く風邪など大丈夫だったでしょうか？私は風邪はひきませんでしたでしたが10代の頃にサッカーで脊椎の一部を複雑骨折し、それからずっと腰痛と付き合っています。ここ数年は酷い時には杖がなくては歩けなかったりと非常に辛く、今まで専門的な治療を受けていなかったため、多少お金が掛かったとしても何でも試して治す努力をしようと思い、病院などに行くようになりました。そこで出会ったのがある整骨院です。  
 先生がまさかのスキンヘッド、更に体はボディビルダーと、始めは驚きでした。(◎。◎) ですが通っていると親切な説明やアドバイスを頂き、整体や電気治療を受け、通院以来コルセットを一度も付ける事も無く非常に良くなりました。本当に、健康が一番幸せな事だと気付かされます。  
 スキンヘッドの先生がいる通院先の及川接骨院さんは親切丁寧、健康保険も適用ですので、興味のある方、身体的な問題がある方はぜひ行って下さい。!(^^)! 整体院と共にジムにも通って体調管理・維持を心掛けていますが、何事も健康であればこそ。皆さんも体調には気を付けて頂ければと思います。



日下 貴央  
北店

## 春までもうすこし♪

こんにちは、中央店泉田です。今年も年が明けましたと思ったら、あっという間に雛祭り。年々日にちの進みが早く困ってしまいます。そんな事を感じるのは私だけ...?  
 私事です。先日学生時代の新年会があり(毎年)東京に行ってきました。同じクラブ所属のメンバーなので、ワイワイガヤガヤと遠慮のない会話が弾みました。  
 学生時代は遥か彼方の世界なのに、時間は逆戻り...昔、ちょっとだけ好きだった人にもウソ年ばかりに会えて気持ち学生時代に戻っていました♪(\*^\_^\*) こうした付き合いができることにまず感謝してしまいました。こんな小さなことですが、幸せを感じています。  
 カレンダーをめくるごとに空気もやわらかくなってきます。春までもうすこし♪♪  
 皆さん 風邪などひかない様に、元気を出していきましょう!(^^)v



泉田 枝  
中央店

## 実は、私も...

皆さんは、どんな時に「やばい」という言葉を使いますか？若者は、テンションが上がった時や感動したときにも使っているようですが...最近、娘がテスト期間中、毎朝、「やばい」「マジやばい」を連呼していました。そんな姿を見て、日頃から計画的に勉強しているのは今頃こんなに焦らなくて済むのに...と思っていました。  
 しかし、ふと気づくと...気づかなくても...実は、私も「やばい」のです。(◎。◎) / 高3の息子の卒業式にお気に入りの着物(購入時は、今より7~8kg痩せていました)を着るため、昨年「やせる」「やせたい」と言っていたにもかかわらず、痩せる努力は、何もしていません。(自慢できませんが...)  
 そんな中、新しい店や美味しいと評判の店があると行って食べてみたいと思ってしまう。また、営業という職種が外回りが多いので、こんな所にカフェがあった!などと発見あることもあります。ランチは、好きなものを好きなだけ食べて、夕食をセーブしようと思っっているのですが... しっかり夕食を食べてしまっている毎日です。どうしたら、痩せるのでしょうか?(>.<)



山野 仁子  
PM事業部

## 相続税を納税するための不動産売却にご注意



PM事業部  
阿部 麻里

お世話になっております。PM事業部の阿部麻里です。ソチオリンピックの応援で眠い目をこする朝が続いたと思えば、最近では次第に穏やかになる気候の為に、春眠暁を覚えずといった今日この頃です。時を少し遡りまして、昨年12月に『平成26年度 税制改正大綱』が発表されました事から、今回は不動産所有者の方に影響がある『相続財産に係る譲渡所得の課税の特例』の見直しについてご紹介致します。

『相続財産に係る譲渡所得の課税の特例』とは、相続税納税のために不動産を売却した場合、支払った相続税を不動産の取得費とみなす特例のことを言います。下の図をご覧ください。例えば、これら3箇所の土地を相続し、その相続税を納税するために土地Aを売却した場合、現行の計算方法ですと3箇所全ての土地の相続税額が、譲渡所得税の控除対象となるのに対して、改正後では売却対象となる土地の相続税額のみが控除の対象となります。

### 3箇所の土地を相続... 基礎控除、小規模宅地の特例は考慮していません。



### 納税する為に土地Aを1億4,000万円で売却した場合



この他、平成27年1月1日以降は、『相続税率の引き上げ』、『基礎控除の縮小』、『小規模宅地等の特例の厳格化』により相続税が増税され、相続税納税者は現在よりも30%~50%増加すると言われております。下記のポイントを参考に、現在の対策内容について公認会計士や税理士など、専門家と検証されることをお勧めいたします。

### 対策のポイント

- 現状の相続税対策の有効性を確認するため、新たな税率で試算する
- 相続資産を減らすため、生前贈与を行う
- 納税資源を確保するため、生命保険に加入する

